

# 17～19世紀琉球の砂糖生産とその流通

Sugar Production and Circulation in Ryukyu Islands, 17 - 19cent.

来間 泰男

Yasuo Kurima

## 要 約

17世紀半ばに琉球では砂糖の生産が始まった。それは、米に代わる租税として始まり、また、雑石（ざっこく 麦・げだいず 下大豆）に代わる租税の一部も、砂糖で埋められた。明治に入ると、租税としての砂糖以外に、商品としての砂糖も生まれてくる。それでも、租税としての砂糖生産は、20世紀初頭の「沖縄県土地整理事業」まで残された。

## 目 次

はじめに

1. 租税としての砂糖生産
2. 生産・流通する各種の砂糖
3. 王国から藩／県への移行に伴う変化

### はじめに

17～19世紀の琉球／沖縄の砂糖生産と流通の様相を、総括的に論じてみたい。なお、サトウキビには作付制限があり、明治21(1888)年に解除されたといわれている。これについては、いつから始まったか、どのような制限であったか、その制限はきびしいものであったか、などの論点があるが、本稿ではこれには触れず、後日の課題としておきたい。

17世紀の初頭に、琉球は薩摩藩島津氏の侵攻を受け、以後「間接支配」ながら、その支配・監督下にあった。この時代が「琉球近世」にあたる。なお、うち19世紀は、「琉球近世」の末期と、「沖縄近代」の初期にまたがっている。間の1872(明治5)年には琉球王国が琉球藩

となり、1879(明治12)年には「琉球処分」があつて、琉球藩が沖縄県になった。これによって、琉球／沖縄の権力構造が変化した。

砂糖の生産は、沖縄本島の島尻(南部)・中頭(中部)の全域と、国頭(北部)3間切(本部・今帰仁・金武)と伊江島に、米に代わる租税として、割り当てられた。のちに、雑石(麦・下大豆)に代わる租税の一部も、砂糖で埋められた。そのうちに、租税としての砂糖以外に、商品としての砂糖も生まれてくる。それでも、租税としての砂糖生産は、19世紀末の「沖縄県土地整理事業」まで残された。

なお、文献からの引用に当たっては、[ ] に説明を入れ、ルビを付した。

## 1. 租税としての砂糖生産

### (1) 琉球近世の租税制度

琉球は、1609年に薩摩藩・島津氏の侵攻を受けた。その後が「近世」となるが、この時代、琉球は基本的にその支配下に入った。その支配の強弱には変遷があったが、通して「間接支配」としていいであろう。

島津氏はまず検地をおこない、石高こくだかを規定した。約9万石である。それは、琉球の実状を知るための出発点であったが、それほど厳密だったようには思えない。ともかく、それに基づいて薩摩藩は琉球に貢納を要求した。それまで租税制度のなかった琉球は、その要求にすぐには応じられなかったが、徐々に制度を整えていった。

当時の琉球の社会構造は、薩摩など、日本の近世初頭とは大きく異なっていた。商品生産が起り、貨幣が流通し、貨幣なしには社会が成り立たない日本とは異なっており、商品も貨幣もなかった。生産の単位が大きな単位から「小農（家族）経営」の成立へと動き出し、百姓層にもイエが生まれ、そのことを基礎としながら、地域からムラが生まれていった日本とは異なっており、それはなかった。

土地の所有と利用もしだいに個別化されていった日本とは異なっており、地割制度のもとにあった<sup>1)</sup>。そこでは、所有は観念的には王府のものとされていたが、実質はそれぞれの地域で、百姓たちが互いに利用のルールを作っていた。それは、基本的に家族数に対応させて土地を配分しあうのであるが、所有権は認めず、ある年限が来れば割り替えるものである。そこには基本的に自給作物が植えられたで

あろう。検地は、田畑の1筆いっぴつごとにその耕作者（作人）を確認し、土地台帳（検地帳）に記載した。それを名前ごとに集計したのが「名寄帳」である。その作人が自己の占有地としての実質を固めていき、しだいに所有権が生まれてきた日本とは異なっており、琉球では、検地帳・名寄帳すらその本来の意味をもつことがなく、したがって書き換えもなく、棚ざらしになっていたのである。

このような状況であったから、租税制度を整備するといっても、日本と同様にはできなかった。まずイエがないから、課税される単位は、間切・村という団体となった。そこを管理する役人（地方役人）が責任を持たされ、その地域の生産を管理しながら、貢納する仕組みがつけられていった。人びとは自給自足の生活にとどまっていた余剰生産がないからそれに課税することはできなかったのである。しかし、労働（時間）には余裕がある。そこで、次のような租税制度となった<sup>ii)</sup>。

王府から間切・村には、検地に基づいた石高こくだか（米高）を基準に課されてくる。しかし、米の生産がきわめて少ない琉球には、石高という基準は現実的でない。しかも、それは過大に計上されていた。米が反たん当たり3斗と（0.3石）しか穫れない所に、1石前後の石高が割り付けられたりしている。他の作物も米高に換算して石高が定められるが、その換算が合理的にできるわけではない。このような状況であったから、石高に基づく課税はいかにも形式的なものであった。

地方役人は、石高に基づく課税を受けとめながらも、米そのものを納めることは少なく、代わりの物品、他の穀物など

を納めた。求められた物品の生産を管理し、村人たちに労働をさせて、その成果である生産物を上納した。17世紀半ば以降には、その中心の一つが砂糖になった。

以上は、沖縄本島地域、特に中南部でのことである。宮古・八重山など先島地域では、そもそも石高そのものが形式的にも基準とはされていない。それに代わる課税のものさしが人口、人の数であった。そこで「人头税」という言葉が生まれた（生まれたのは明治以後のことである）。しかし、ずっと後になって、多くの人が誤解した。「人头税」という名前から、1人1人に画一的に課税する制度だと誤解したのである。実際の仕組みとしては沖縄本島地域と同様で、課税は間切・村という団体になされるのであり、個々人ではない。例えば、課されてくる織物（反布）の場合も、1人1人に画一的に織らせるのではなく、間切・村という集団の責任で織るのであり、具体的には、織る人（織女、その見習いとしての手叶）のほかには織らない人もいて、織らない人には関連する他の仕事を分担させるのである。それらを取り仕切るのは、ここでも地方役人である<sup>iii)</sup>。

つまり、琉球近世の租税制度は、王府からは米や砂糖や織物という物品を出すように言われるが、地方役人はそれを受けとめて、個々人にその物品を割り当てるのではなく、役人が人びとに労働をさせて、その成果である米や砂糖や織物を上納していたのである。この、米や砂糖や織物は、いずれも人びとの生活には無関係な物品であることは、それを租税品とするには好都合でもあった。

## (2) 砂糖とは

砂糖について整理しておく。砂糖の原料となる植物には、サトウキビのほかに、ビート（甜菜、砂糖大根）、シュガー・メイプル（砂糖楓）、シュガー・ソルガム（砂糖蜀黍、蘆粟）、シュガー・パーム（砂糖椰子）などがある。琉球では、砂糖の原料はすべてサトウキビであった。サトウキビは「砂糖黍」とも書けるが、一般には「甘蔗」と書いてカンシャと読む（カンショも許容）。琉球では「荻」と書いて「ウージ」と読んだ。荻は琉球にはないが、形状が似ているところから、そのように呼ばれたという。

砂糖には含蜜糖と分蜜糖がある。サトウキビの汁を搾って、煮つめ、酸度調整のために石灰を加えると固まり、蜜（糖蜜）を含んだ砂糖、すなわち含蜜糖になる。その代表が黒糖（黒砂糖）である。固形化する前の流動状態のものは、白砂糖の下地糖という意味で白下糖といわれる。これから物理的に黒い糖蜜を除いていけば、白くなる。讃岐・阿波などの和さんぼん（和白）は、この白下糖の状態から作る。

他方、サトウキビの汁を搾って、煮つめ、遠心分離器にかけて、糖から蜜を分離したものが分蜜糖である。黒い糖蜜が除かれているので、白砂糖となる。糖度で95～97%となる。それでもまだ十分ではなく、黄味がかっている。それが精製されて（精製糖工場は、1970年代を除いて沖縄にはない）、純白の白砂糖（精製白糖・精白糖・精製糖）になる。これが各種の用途に合わせて、多様な製品としての砂糖（グラニュー糖・ザラメ糖・氷砂糖・コーヒースーダ糖・粉糖など）になり、市販される。

なお、再製黒糖もある。いったんでき

た黒糖をさまざまに加工したものであるが、その際、分蜜糖と糖蜜を再び結合させて、黒糖に戻すのである。沖縄のみやげ物として販売されている黒糖のビニール・パックの大半は、外国産の含蜜糖を使っているか、分蜜糖を原料としたものである。そうではなく、沖縄産の黒糖をそのままパックしているものには「純黒糖」という表示がある。

17～19世紀の琉球／沖縄で生産された砂糖は、すべて黒糖と白下糖であった。

### (3) 砂糖の「専売制度」をめぐる

1623年に、儀間真常ぎましんじょうによって、砂糖製造の技術が中国・福建ふっけんから導入された、サトウキビは以前からあった、とされている。その後、砂糖の生産が開始され、またそれが拡散していったのであろうが、その様子はどうだったのか。

「砂糖の生産が軌道に乗り、消費市場は、島内のワクを越え、薩摩を拠点として大阪に、大阪を拠点として全国に拡大された。商品の仲介者は薩摩の船主、その背後にある商人たちであろう。商品の反対給付としてもたらされるものは、生産資材—農具類を主とした日用の必需品であろう。特にこの新産業は農村に新鮮な空気を吹き込んだ。工場は次々と建てられ、生産品は有利に売れた。砂糖づくりの農民たちは、しばらく笑いがとまらなかつたであろう。砂糖の買い手は、薩摩の船頭やカコ〔水主〕達で、那覇居住の薩摩人、那覇人のあいだから仲買人も生まれていたのであろう」（「仲原」。くりかえし出て来る引用文献は略称で示す。末尾の「参考文献」の冒頭部分を参照）。

そして、「砂糖専売制度」ができて、転機がきた、という。以下を「後半」、以前

を「前半」として、検討していく。

「後半」は、こうである。「しかしこれもわずか20年ばかりしかつづかず正保3年(1646)には琉球王府が、この商品流通の路にわりこんで来た。砂糖専売制度を考え出し、砂糖をやすく買い上げ、これを薩摩船にのせて、鹿児島しゅうほうの琉球館に送り届け、そこで出入り商人に売り渡す方法である。農民から上納する地租米（または雑穀）の代わりに砂糖を上納させるのである。上納された砂糖は鹿児島しゅうほうの琉球館に送り届けられ、特定の出入商人に公売された。食料の米はその分だけ農村に残される」（「仲原」）。

前半。製糖法の伝来から「わずか20年ばかり」で、「砂糖の生産が軌道に乗り、消費市場は、島内のワクを越え、薩摩を拠点として大阪〔→大坂〕に、大阪を拠点として全国に拡大された」といい、砂糖を「商品」と見、またその製造場を「工場」とし、「砂糖づくりの農民たち」が「笑いがとまらな」いほど儲けたとし、「仲買人も生まれていた」と述べている。

これは仲原の推定である。仲原自身も「専売制がはじまるまでの20年間は資料的に空白で、後の資料により推定の外ない」と述べている（「仲原補遺」）。

実際のことを考えて見れば、このようなことはありえまい。この17世紀初頭という時代は、今の時代とは異なって、情報が素早く広く伝達するものではない。仲原によれば、製糖法が伝わるとすぐに広まり、20年間で早くもあまねく普及しただけでなく、大いに盛況を示したとなっている。それはありえない。まず、農民たちは砂糖（黒糖）がどのようなものかも知らなかつたはずである。何に役立ち、どこに売れるかも知らなかつたはずであ

る。「一木」は、明治20年ごろに初めて糖業に取り組むようになった八重山の状況を、「当時未<sup>いま</sup>タ糖業ノ何物タルヲ知ラサリシ」と書いている。つまり、砂糖に初めて出会った人びとの対応は、そのようなものであろう。なのに、農民たちが砂糖の商品性にすぐに気づき、自分たちで製造場（これを「工場」というのもおかしい）を造り、せっせと生産に励んだらうか。販売について、仲原は「仲買人」の登場まで推定している。

農民たちが砂糖生産にかかわるようになったのは、まさに「後半」の「専売制度」の登場によってであろう。琉球王府は、このことによって、生産され流通している砂糖の世界に「割り込んできた」のではなく、そのような世界を「つくりだした」とすべきである。のちに見るように、琉球における砂糖生産は、租税としての生産であった。王府が租税として砂糖を収納するようになったのがこの「専売制度」であり、砂糖生産は、このとき上から組織化されたのであろう。農民たちは、それまでもその後も、自主的に農業経営に従事していたのではない。文字どおり自給自足の生活をしてきた。「商品」生産に進もうとする動機も意欲もなかった。

なお、砂糖の「専売制度」は、鬱<sup>うこん</sup>金のそれとともに導入されたとされている。根拠として取り上げられるのが「当間家の家譜」であり、それには、当間重陳によって、薩摩からの借金返済の手段として、「砂糖と鬱金の専売制」が提案され、採用されたとされ、そのことで彼は「褒賞」されたという。同様に、鬱金の「専売制」というのも、砂糖と同様に、租税としての生産を、上から組織したもので

あったと考えられる。それは、農民たちが鬱金の商品性を知っていて取り組んでいたところに、王府が「割り込んできた」のではあるまい。

仲原のいうように、砂糖で潤う農民（群）があったとし、また、それに絡む仲買人もいたとすれば、「専売制」になったことで、「これら商人の商業は大幅に排除せられ、利益は王府に吸収せられた」（「仲原補遺」）とすれば、それらは強権的に潰されたことになるので、そこにはトラブルが発生したはずであるが、そのような史実は見当たらない。やはり、この専売制のスタートは、租税としての砂糖（と鬱金）生産の始まり、上からのその組織化であったとすべきである。

なお、砂糖は、鹿児島・大坂で売るといふ限りでは「商品」であったろう。この点についても仲原は、「一面において、従来の孤立的、島嶼的経済を脱し、日本の経済圏と交錯し、年と共にその密度を加えたことは看過出来ない。砂糖産業の成長は日本という市場が存在しなければ不可能なことであった」（「仲原補遺」）と、強調している。しかし、それは琉球王府と大坂市場を介した日本経済との関係ではいえても、生産の現場である琉球内の町と村では「商品」として動き回っているのではない。それは、まだ商品ではなかった。

「安次富」は、このことについて次のように述べている。「抑々琉球ニ於ケル黒糖ハ…正保4年〔専売制度の発足〕以来一種ノ租税ノ形態ニナサレ藩庁〔王府〕ニテ買上ゲ私売ヲ許サズ砂糖ハ一種ノ専売制度ニ行ハレタリ。コレ予〔安次富〕ガ藩庁ノ砂糖政策ハ一種ノ租税政策ナリト云フ所以ナリ」。「糖業ハ自然ノ

発達ニコレヲ任サズ 専ラ干涉主義ヲ採リタリ」。なお、「仲原」は戦後に書かれたものであるが、「安次富」は戦前（1930年）に書かれている。

こうして、琉球における砂糖生産は、王府による組織化のもとで、租税品の生産として始まったのである。

#### (4) 租税（貢納物）としての砂糖の生産

仲原が砂糖を商品だと誤解したのは、この砂糖生産者が、農民個々ではなく、村という集団であり、その労働は地方役人の監督下で行われ、結果としてできた砂糖は、村のモノであり、それを管理していたのが地方役人であることを見落としたことからきていると思われる。以下、この点を検証していく。

貢租として砂糖の上納を命じられた間切・村は、地方役人が責任をもって、村人に生産させる。砂糖の製造にはその製造場が必要であり、集団で取り組むのが合理的である。まず、サトウキビ畑を特定の位置に確保する。これは、地割されない土地であろう。そのサトウキビ畑に隣接した所に砂糖製造場を設定する。遠距離の地に設定しては、運搬に無駄な労働が必要となるからである。砂糖製造場は、間切単位にではなく、村単位に設定された。

「中頭方美里間切公事帳」（1735年）は、次のように記している。「砂糖焼出候節 砂糖当・夫地頭・大さばかり之内2人村々より検者1人つ、慥成者見合 書付相調、銘銘印形仕次書申請 9月中限 両惣地頭 奥書にて 砂糖座へ差出候事。附、両惣地頭へも右首尾〔ことの顛末〕申出候事」（「地方経済」）。つまり、砂糖の生産は、地方役人が管理し、王府の砂糖座と

連絡を保ってなされていたのである。

なお、砂糖の容器である砂糖樽についても、王府が管理していた。「砂糖焼〔の時節が〕近寄候得は 於砂糖座〔砂糖座において〕斤量例合候事。附、樽の義は前以て村々掟 砂糖座へ参請取 持下置候事」（「地方経済」、同じ公事帳）。つまり、砂糖樽は、砂糖製造のシーズンが近づいてきたら、砂糖座で必要な数を確認し、村々の掟が受け取りに行ったのである。

「安次富」も次のように述べている。「元来 藩政時代ノ砂糖ハ 殆ド納糖ナリシヲ以テ 其ノ監督ハ 間切吏 或ハ村吏ヲシテ之ニ当タラシメ 就中 直接其任ニ当リシハ 惣耕作当 及 耕作当等ニシテ 其ノ監督頗ル嚴重ヲ極メタリ」。つまり、王府時代の砂糖生産は、ほとんど「納糖」（租税納入としての砂糖）であって、間切や村の役人（惣耕作当や耕作当）がきびしく監督して、人びとを従事させていたのである。

このことは、サトウキビ畑の労働も同様であったであろう。サトウキビは個々人がばらばらに作って、製糖過程だけが役人監督のもとであったとは考えられないからである。ただし、その労働は忙しいものではなく、耕起・植付・除草・収穫が基本である。このように、砂糖の生産は租税としての生産であって、百姓個々人が（あるいは百姓の自主的な団体が）生産の主体だったのではない。

#### (5) 製糖組織（砂糖与）

このような、サトウキビ作農耕と、砂糖の製造労働を行う単位が「砂糖与」（「砂糖組」とも書く）であった。

「元来 藩政時代〔王国時代〕ニアリテハ 租税ヲ賦課セシハ 村ニ課シ 個人ニ課

サザリシヲ以テ 砂糖与ノ如キ 納税上ノ 必要ヨリ起リシモノモ亦 村ヲ一範圍トセシコト 偶然ニ非ラズト云フベシ」(「安次富」)。つまり、租税は、王府時代には村に課していたのであって、個人に課していたのではない。だから、租税としての砂糖の生産も村単位で取り込まれるので、砂糖与は村単位にできていたのである。

このように、砂糖与は村単位に砂糖製造場が1つ設定された。「凡テ全藩下[全琉球]ヲ通ジテ一村ヲ範圍トシテ 製糖与[砂糖与]ヲ組織シ 砂糖与ハ砂糖製造場ヲ設立シタリ」。この製造場を「俗ニ砂糖小屋」という。「藩政時代ニアリテハ 砂糖与ハ1ヶ村(現今ノ1字)ニ付1個宛設置スルヲ普通トセリ」(「安次富」)。つまり、砂糖与は間切単位ではなく、村(今の字)単位に、各村に1か所ずつ設置された。砂糖与は、それぞれ砂糖製造場(砂糖小屋)を設立した。「要スルニ 砂糖与ハ 単ニ納糖ヲナスタメニ 砂糖製造場ヲ造ラレタ ソノ与ナリト云フヲ得ベシ」(「安次富」)。つまり、砂糖与は、租税としての砂糖を製造するために、砂糖製造場を造ったのであって、両者は相関連し一体なのである。

「砂糖与ノ目的ハ 砂糖ノ共同生産ヲナシ 藩[王府]ニ納附[納付]スヘキ納糖ヲ製セシメントメニシテ 与設立ノ動機ハ実ニ茲ニ発シ 必要ニ迫ラレテ設立セラレタルモノナリ」(「安次富」)。つまり、砂糖与は王府に納める砂糖を共同で生産するために設立されたものである。

安次富は、砂糖与は「藩[王府]ノ命令」によってではなく、「農民相互ノ便宜ニテ自発的ニ設立」されたものであろう、とも述べている。しかし、農民が下から

作るのではなく、地方役人の指示に従って、そのかぎり上からつくるのであろう。この与に加入することは強制されるわけではないが、事実として「コレニ加入セザレバ 製糖ヲナシ得ザリシ状況ニアリタリ」(「安次富」)。そして、製糖作業に参加することは、それ自体、租税負担を果たすことであるので、与に入らないことはないのである。

砂糖与は「貢糖及ビ買上糖ノ制アリシ 当時ヨリ存在セシハ 疑フ能ハズ」。というのは「製糖ノコトタル 個人ノミニテナスコト困難 否 当時ニアリテハ 殆ンド不可能」だったのであるから、砂糖生産に関わろうとすれば、「必ず砂糖与ヲ設立セザルベカラズ」ということになるのである(「安次富」)。

## (6) サトウキビ作と製糖労働の現場

このような中で、地方役人は、村人たちをいくつかのグループ別に動員して、ある日はサトウキビ畑を耕し、またある日はサトウキビの苗を植え、そしてまたある日は育ったサトウキビを刈り倒す。刈り倒しの後には、製糖労働が続かねばならない。1日の製糖はその装置の能力に限りがある。サトウキビの刈り倒しはそれに合わせて、その量を定める。刈り倒してそのまま翌日まで放置しては、品質が劣ってしまうからである。逆に、少なすぎでは、製糖場の施設が無駄になる。

ペリーの遠征記に、その現場を観察した記録がある。『ペリー艦隊日本遠征記』である<sup>iv)</sup>。これには数人の、問題別レポートが入っている。このうち、「琉球の農業」(J・モロウ)と、「大琉球島の風土と疾病および農業」(D・S・グリーン)は、私たち(伊波和正 = 英語 / 来問泰男 = 農

業／<sup>なかちてつお</sup>仲地哲夫＝歴史。いずれも当時は沖縄国際大学教員）が翻訳を担当した。その中から、サトウキビ作と製糖についての記述を紹介する。引用文の中の〔 〕は、訳者が挿入した説明である。

「サトウキビ (Saccharum officinarum) 一主に島南部を中心にかなりの量が栽培されている。ほかの作物と同様、これもほとんど1エーカー [約 4000 平方メートル] 未満の小さな畑に栽培されている。1 フィート [約 30 センチ] の間隔で非常に密に植えられているため、どの生育段階でも密生しているという印象を受ける。植えたあとに畑を耕すのか、または単に雑草を手で引き抜くだけなのかは分からない。サトウキビは鎌で刈り取り、葉や梢頭部<sup>しょうとうぶ</sup>を取り除いたあと、束にしてサトウキビ圧搾機のところまで運ぶ。圧搾機は、主要道路の近くに1から3台備えられている。サトウキビは、おそらく密に植えるためだろうが、小さくて短く、直径は平均して4分の3インチ [約 2 センチ] から、長さは4フィート [約 120 センチ] ほどである」。

植えた後の作業が少ないことを予想している。サトウキビの太さが2センチ<sup>たけ</sup>、丈が120センチというのも、妥当な観察であろう。昭和戦前期になれば、茎が4センチほどと太い「大茎種」が導入される。

次は製糖過程である。搾車はまだ木製である。「単純だが効率の良い圧搾は、書き留めておくに値する。直径およそ1フィート [約 30 センチ]、高さ2フィート [約 60 センチ] の固い木製の円柱 [砂糖車] が3個、木枠内に垂直に並んで立っている。両側には円柱間の距離と圧力を調整するほぞ穴 [柄穴] とほぞがついている [2つの部材を噛合わせるのに、

一方に突起を、他方に溝を設ける]。中央の円柱からは、長さおよそ8フィート [約 2.4 メートル] の木製の心棒あるいは軸棒が木枠内にのびており、これに15フィート [約 4.5 メートル] の曲がった棒がついており、これを回して圧搾機を簡単に動かすことができる。動力は、1頭の馬または牛で、これが直径30フィート [約 9 メートル] の円を描いてぐるぐる歩くことにより、機械を動かすのである。中央の円柱の上端付近には、一列のほぞ (固い木材) がついており、これは (ほぞがほぞにかみ合うのではなく) ほかの2つの円柱にあけられているほぞ穴とかみ合うのである。圧搾機の仕組みはこれですべてで、このほかには、近くの穴に入れた容器に搾り汁を導くための導管があるだけである。サトウキビを回転する中央の円柱と右の円柱の間に押し込めると、反対側にいる人がつぶれたサトウキビを受け取って、縄をなうように<sup>よじ</sup>振ってから、さらに今度は中央の円柱と左の円柱の間に押し込んで、もう一度搾るのである。この2回の動作で、サトウキビを完全に搾り、汁を効果的に取り出しているようである。搾り汁は甘く、糖分が豊富なようである。汁は近くに建てた簡単な小屋に運ばれ、8から10ガロン [約 30～68 リットル] 入る薄い鉄製の鍋に入れて煮詰める。燃料はここでも非常に大事に使われる。サトウキビの搾りかすは、ていねいに束ねて乾燥させる。おそらくは燃料に使われるであろう。[砂糖の] 生産量がどのくらいになるかは分からないが、かなり多いと思われる」。

ここには、19世紀中頃の、琉球におけるサトウキビ作と製糖作業が細かく記されており、おそらくそれは、のちの在来



式製糖場のあり方から見て大差なく、ほぼ正確だと思われる。

人びとは、いくつかのグループごとに、地方役人に動員をかけられ、現場に行き働く。そこでは自由勝手に働くのではなく、役人に管理されている。

このペリーの遠征記に、次の記述がみられる。「作業者たちは傘をさした、なんらかの権限をもった人びとに監督されている。彼らが警官であるのか、雇人に指示を与える借地人なのか、または監視としての役目をもった政府の役人なのかは分からない。もし役人であるとするなら、政府は地主かつ借地人であることになり、作業者は物品によって報酬を受けることになるう」。

この観察は、農作業が、役人の指示のもとに行われていることを示している。なお、役人による監督の厳しさについては、「安次富」も述べていた。

## 2. 生産・流通する各種の砂糖

### (1) 租税としての砂糖の貢納、「貢糖」

当時の砂糖生産は租税としてのそれであった。その租税は、間切・村という団体に課されてくるので、その団体の責任者である地方役人が監督し、指揮するなかで生産がおこなわれるのである。そして、役人は間切・村を代表して王府に上納する。これは、貢納物／貢租としての砂糖であるから、「貢糖」あるいは「納糖」といわれる。それは、本来の米の上納に代えられたものであるから、「代納糖」ともいわれる。

「貢糖ハ 島尻中頭ノ各間切 及 国頭地方3間切1島ヨリ納ムルモノニシテ 其ノ大部[大部分]ハ田租米ノ成換ナリ」(「旧

慣租税」)、つまり、貢糖は「田租米」(田に懸けられる租税としての米)に代わるものである。

なお、王府への貢納物としての砂糖である「貢糖」とともに、薩摩への貢納物としての砂糖も「貢糖」と言われる(後述)が、両者を混同してはならない。

このようなことであるから、砂糖の脇売(私売)が禁止されたことは当然のことであって、そのことをもって「きびしかった」とするのは、あたらない。その砂糖は、「私」の物ではないのであるから、私的に売ってはならないのである。

このように、琉球では砂糖は商品ではない。しかし、讃岐・阿波などの和三盆は、商品として生産され、流通した(「糖業協会」)。

### (2) 「買上糖」

砂糖の生産はサトウキビの生産を基礎としているため、工業生産のように結果をコントロールできない。サトウキビの生産は、たとえ栽培面積を固定していたとしても、豊作の年もあり、凶作の年もある。それにどう対処していたのか。

ここでは、豊作の年、つまり砂糖の生産が、租税額以上になされたときのことを考える。それは廃棄されるわけではなく、やはり王府が収納する。本来の貢糖は、米の上納に代えられたもの(代納糖)のことであるが、それを超える余分の生産がなされたとき、これは米以外の貢租、雑石(麦と下大豆)の上納分に代えて、収納される。これは「買上糖」(「買揚糖」とも書かれる)といわれる。「買上」とあるが、金銭を払って買い上げるのではない。租税として収納されるのである。

すなわち、租税としての砂糖は、租税で

ある米の代わりとしての「貢糖」と、租税である雑石の代わりとしての「買上糖」があるのである。

「買揚糖トハ [中略] 其代金ハ直ニ人民ニ交付セス 各村ヨリ納ムヘキ畑租ノ麦及下大豆ノ石代金ト相殺ヲ為シ 其剰余額ノミヲ人民ニ下付スルモノトス (此剰余ニ対スル砂糖ヲ買揚過砂糖ト名ツク)」(「旧慣租税」)。ここでは、買揚糖は「畑租ノ麦及下大豆ノ石代金」、つまり畑租の代わりであることを記している。それは、その限り、代金は支払われないのである(なお、「その剰余」についての記述もあるが、これについては後述)。

「元来 買上糖ハ 貢糖ノ田畑租米 成換ナルニ反シ 畑租粟・麦 及其ノ他ノ雑石代ノ代金ト相殺ヲナスタメニ 貢糖ヲ納ムル各間切ヨリ アル定マレル代価ヲ以テ買上グル砂糖ヲ云ヘルモノナリ」(「安次富」)。つまり、貢糖は「田畑租米」(「安次富」)はこう述べているが、「田租米」が正しいの代わりとなるものであるが、買上糖は「畑租粟・麦 及其ノ他ノ雑石代の代金」の代わりとなるものである。そのため、貢糖を納める間切・村から、その余分(超過生産分)を、畑租に当たるものとして、王府が収納する。安次富は、

「買い上げる砂糖」とも述べているが、これも誤記であり、租税であるから代金は支払われない。

### (3) 首里王府行政機構

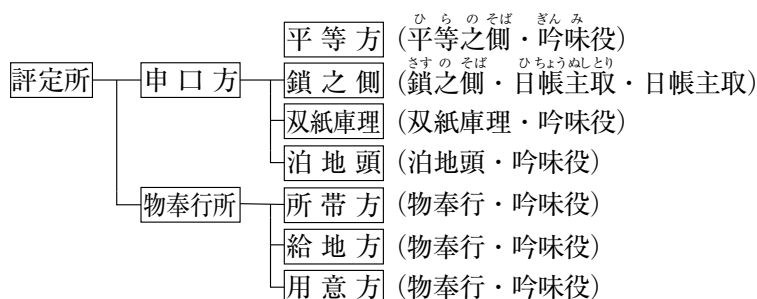
ここで、いったん砂糖から離れて、首里王府の行政機構を簡略に整理しておく。以下の叙述の理解に必要なからである。「安次富」もこれを説明しているが、ここでは、『(旧版) 沖縄県史』別巻・沖縄近代史辞典の付録として、嘉手納宗徳が作成したものによる<sup>v)</sup>。

まず、全体を総括するのは「評定所」であり、摂政・三司官が統括している。重要政務は「表十五人衆」に諮問される。その15人は、以下の機構の代表者である。

その機構は、大きく2つに分けられている。「申口方」と「物奉行所」である。申口方は「鎖之側」「双紙庫理」「泊地頭」からなり、物奉行所は「所帯方」「給地方」「用意方」からなっている。これらとは別に、「平等方(平等所)」があって、司法一般を掌る。図を簡略にして示す。

本稿のテーマに関わるのは「物奉行所」である。そのうちの「所帯方」は、「会計一切のこと、及び地方産物出納のことを掌る」。また「給地方」は、「知行・役地

首里王府行政機構図



(注) 十五人役(衆) = 表十五人 = 上の表のうち、カッコ内の役がこれに当たる。

のことを掌り、旅費未銭〔夫銭カ〕出納を管す。そして「用意方」は、「非常臨時の用度、及び山川堤防予備のことを掌る」。

所帯方の下部組織には、「取納座」「田地方」「米蔵」「銭蔵」〔<sup>しのぼせ</sup>〕ほか10があり、給地方の下部組織には、「高所」「勘定座」「船手座」「用物座」ほか2があり、用意方のそれとしては、「山奉行所」「砂糖座」ほか2がある。うち砂糖座は、「専売砂糖、ウコンのことを掌り、桶〔<sup>おけ</sup>樽カ〕・<sup>むしろ</sup>筵・繩その他のことを管す」。樽以下は砂糖の容器関連のものである。

#### (4) 2種の「買上糖」

「安次富」は、「買上糖」には2種あって、「<sup>じょうしき</sup>定式糖」と「御用意〔方〕買上糖」という、としている。前者を、単に「定式糖」といつているが、意味から見て「定式買上糖」であり、以下「定式買上糖」として扱うことにする（後者と対比すれば、「御所帯〔方〕買上糖」といつてもいいかもしれない）。引用に当たっては、「御」を省き、言葉を補う。

「定式買上糖」は、「所帯方物奉行」が扱う砂糖である。その「出納」は「用意方物奉行」の「砂糖座」が行う。「定式買上糖」は、ある決まった価格で買い上げるという意味で、農民〔→間切・村〕から事前に割当ててある数量を買い上げて、「畑租中 麦及下大豆代」と相殺するものである。つまり、「畑租」に見合うものである。租税の事務は、すべて「所帯方物奉行」が行なったが、「納糖」（本来の貢糖、「田租」に対応する砂糖）だけは「用意方物奉行」の「砂糖座」が行なった。

「畑租（麦下大豆）」と相殺する砂糖は約37万4354斤であったが、「田租」に対

応する砂糖は約124万2495斤あった。つまり、田租が主で、畑租は従である。

このことから、「所帯方物奉行」は貢租としての砂糖を扱い、これが「定式買上糖」であり基本なのだが、その余分を「用意方物奉行」の「砂糖座」が買い上げるものがあり、これを「用意方買上糖」というのである。いずれも租税であるから代価は支払われないのであるが、それを「買上糖」ということについては、のちに論ずる。

#### (5) 「新しい買上糖」の登場

買上糖の制度を設けた理由を「安次富」は、次のようにいう。「然ラバ 旧藩庁〔琉球王府〕ニ於テハ 何故ニ買上糖ノ制度ヲ取りシヤ…。藩庁ニ於テ 買上糖政策ヲ採リシ所以ハ 専ラ藩財政上ノ打算ニ出デシモノニシテ 之ヲ以テ藩庫ノ収入ヲ増加セン策ニ帰スルヲ得ルモノト信ズ」。「藩財政家ハ 買上糖ヲ一定ノ代価ニテ 農民ヨリ買上ゲ 之ヲ薩州ニ売却シテ 其ノ較差額ヲ得ルヲ案出シテ 好成績ヲ得 茲ニ最モ有利ナル政策ヲ施行セリ」。つまり、王府はなぜ買上糖の制度を設けたのかといえば、それは王府の収入を増加させるためである、王府は農民から一定の価格で砂糖を買い上げ、薩摩にはそれを上回る代価で売り渡し、差額を得ていたのである、と述べている。

ここには混乱がみられる。買上糖は、本来の貢糖（王府への租税）を上回る生産に対応したものであり、上回った分は、基本的に「畑租の麦・下大豆」に振り当てて、租税として収納している。そのかぎり、代価を支払っての買い上げではない。したがって、この文章は、「貢糖」と「買上糖」を、さらに上回った部分について

の説明だとみなければならない。「買上糖」もまた、「本来の買上糖（畑租の代納糖）」のほかに「新しい買上糖」が生まれたのである。これは、実際に「買上ゲ」た。ただし、「農民ヨリ買上ゲ」というのは誤解で、農民ではなく、「間切・村から買い上げた」とすべきものである。また、「薩州ニ売却」したというのも、薩州にある「琉球館」に届けて、そこで琉球館に勤務する王府の役人が、「貢糖」として収納した砂糖とともに、出入商人に売却したのであって、薩摩藩に売却したのでも、薩摩藩に貢納したのでもない（この点は、「仲原」が指摘している）。

「旧慣租税」も、「此剰余〔畑租の雑石に対応するものを超える部分〕ニ対スル砂糖ヲ買揚過砂糖ト名ツク」と述べていた。名も「買揚過砂糖」という、とある。これは代価が支払われる。

なお、「王府は、農民から一定した価格で砂糖を買上げ、薩摩にはそれを上回る代価で売り渡し、差額を得ていた」ということにも問題がある。王府は、基本的に租税としての貢糖（本来の貢糖と、本来の買上糖）を受け取っていて、これは租税であるから対価なしである。薩摩での販売価格そのものが王府の収入であって、「買上げて販売する」のは「新しい買上糖」のみであり、これは、間切・村からの買上価格と、薩摩での販売価格との差額が王府の収入となる。

このことは、「安次富」が説明している買上糖の買上げ方法によっても裏づけられる。「買上ノ方法ハ 貢糖ヲ納ムル間切ノ畑租ヲ調査シ 其ノ高二応シテ砂糖ノ負担額ヲ一定シテ 貢糖ヲ納入セシメシ後 買上ヲナシ 麦及下大豆等ノ安石代ト相殺シ 其剰余金ヲ農民ニ〔→間切・村

に〕下付スル制度ナリ 而シテ 予輩〔安次富〕ハ 其手續ノ如何ナリシヤヲ調査スルニ努メシモ 旧藩中〔明治以前〕ニ於ケル夫<sup>そ</sup>レハ水泡ニ帰セシモ 幸ニ 明治16年度南風原間切ニテナセシ状況ヲ知ルヲ得タリ、但シ 此手續キハ旧藩〔王国〕時代ニ於ケルト全ク同一ナルヲ知リテ 予輩ハ茲ニ好材料ヲ得シヲ喜ブ。次ニ之レヲ示サン」。

つまり、貢糖・買上糖を納入した後になお残る「新しい買上糖」は、王府が買い上げるのであるが、それはその間切・村の「麦及下大豆等ノ安石代」と差引し（その代金は支払わない）、なお余りがあれば、その代価をその間切・村に渡すのである。だから、「新しい買上糖」だけが代金が支払われる。「安次富」はそれに関する、「明治16年の南風原間切の例」を示している。それを簡略にして示せば、次のとおりである。

砂糖代金1107円68銭 — 雑石代221円77銭8厘（麦代金119円12銭+下大豆代金102円65銭8厘） = 885円90銭2厘

つまり、王府は、砂糖を買上げて、そのうち雑石代を差し引いて、残りを間切に支払っている。南風原間切による買上糖代金の請求書と、その額を受け取った領収証がある。

この砂糖代金には、「本来の貢糖」の分は入っていない。それは、租税だからである。つまり、この砂糖代金は「本来の買上糖」と「新しい買上糖」の合計で、「本来の買上糖」は「雑石代」に見合っていて租税の一部なのだから、間切に支払う必要はない。そこで間切への支払いは、それを差し引いているのである。しかし、どちらもいったんは買い上げて、その上

で租税相当分は差し引き、租税を超える分は払い戻している。このため、どちらも「買上糖」と呼んだのであろう。

## (6) 「焼過糖」の販売

ところで、砂糖の生産は増加を続けた。それは、本来の「貢糖」分を上回り、「買上糖」を生みだしたが、事実上はそれをも上回って増加が続いた。「新しい買上糖」である。これを「<sup>たきかとう</sup>焼過糖」といった。「旧慣租税」には「買揚過砂糖」とある。「仲原補遺」は「買上過糖」ともいっている。これらは「本来の買上糖」を「過ぎた分」（超えた分）の意味を込めたものであろう。これはもはや租税ではない。

ただ、その所持者は個人ではなく、間切・村であり、それを代表する地方役人である。この超過生産分は「私売」が認められたという場合、この地方役人に認められたということである。

なお、砂糖を「焼く」と書いて「たく」と読むことは一般には見られないが、<sup>しろかわしずか</sup>白川静『字統』によれば「やく」のほか「たく」という読みもある。意味は「加熱する」と解される。

では、それはどのように販売されるであろうか。地方役人たちは独自の販売ルートを持っていない。そこで王府が間に立つ。王府は、それを貢糖などとともに、鹿児島に設けてある「琉球館」に送り届ける。そこで、琉球館の役人が、出入りの薩摩商人に販売した。そのうち、大坂を通して、全国各地に流通する必要が出てきた。これについては、薩摩藩が面倒を見る。

王府は、自ら大坂の取引所に直接届けて入札に付すということはない。すべては、薩摩藩が主体となり、この藩が大坂に

設けていた大坂蔵屋敷において、特定の商人（蔵屋敷立入砂糖入札仲買）に入札させることによって販売する。琉球王府から薩摩藩への「貢糖」を扱う商人（御用商人）や船頭たちは、それを上回る砂糖をも取り扱ったし、大坂に届けるのはかれらなのである。したがって、地方役人たちが手元の、砂糖を私売しようとする時も、この鹿児島商人に委ねることになる。

「糖業協会」は、「奄美黒糖の大坂積登し」にかかわって、次のように述べている。「鹿児島藩領奄美3島〔奄美大島・徳之島・喜界島〕の黒糖がいつごろから大坂〔→大坂〕市場へ出されたかはやはり明確でない。3島における黒糖生産がやや本格化したのは元禄末期〔18世紀の入り口〕であるから、そのころ琉球黒糖とともに3島の黒糖も大坂へ積登しはじめたかもしれない。<sup>きょうぼう</sup>享保期〔18世紀20年代〕にいたって、藩は3島産の黒糖に限り大坂蔵屋敷で入札販売することにし、同時にその入札参加者を一定した。すなわち、堺筋砂糖荒物仲買の仲間のうちから、黒糖取扱に従うものを指定し、これに蔵屋敷立入砂糖入札仲買の資格を与えたのである。かれらは、江戸大吉組・大黒森吉組・富又七組・大黒茂吉組・大黒茂八組・富又八組の6小組に編成された。蔵屋敷における入札は、これらの組を単位にして行なわれたのである」。

「糖業協会」は、時代は琉球の方が早いと推定しているが、奄美黒糖と別に琉球黒糖だけが先に大坂に積み上げたとは考えにくく、このころ琉球黒糖も奄美黒糖とともに、積み上しはじめたと思われる。

地方役人たちが手元の、砂糖を私売しようとする時も、現実には、地方役人が

鹿児島商人に委ねるのではなく、王府／沖縄県が地方役人から（あるいは「間切・村」から、とすべきか）買い上げて、鹿児島商人に引き渡し、差額を収納していた。先の南風原間切の史料は、そのことを示している。

### (7) 「前貸糖」の発生から「砂糖前代」の成立へ

しかし、その後は王府／県の手をしないで離れていった。鹿児島商人の手に直接わたるようになっていった。

もともと、鹿児島商人は、王府／沖縄県が関わる以前に、地方役人と接触していた。王府／県は、「新しい買上糖」（焼過糖）をめぐる、鹿児島商人と一種の競争関係に立っていた。この場合、どちらも砂糖生産地の地方役人に「前貸し」する方法をとった。砂糖が生産される前に「手付金」を渡して、「焼過糖」が他ではなく、確実に自分の所に引き渡されるようにと仕組むのである。

まず、王府／県の手による「前貸し」もあったことが注目される。

「安次富」は「前貸糖」という語を使っている。この場合、王府／県からは前貸し、間切・村からは前借りとなる。「前貸糖」は各間切が金銭ヲ必要トスル場合ニアルイハ負債返還ノ場合ニ国庫カラ次ノ年度ノ焼過糖ヲ予想シテソノ額ニ相当スル金銭ヲ貸シ出スモノデ王府ハアラカジメ御用意方御蔵ニ前貸糖ノ代価ヲ定メテオキ貸出ス」と述べている。すなわち、王府／県は、焼過糖の出ることを予想して、その間切に前貸ししておき、それを買い取っていたのである。その価格は、予め「用意方」という部署で決めていた。

これは、いわば王府／県による「<sup>サーター</sup>砂糖前代」である。

各間切・村は、王府／県から砂糖代を前借りし、翌年の製糖が終了して、貢糖（米の代納）と「本来の買上糖」（麦・下大豆の代納）を納入し終わって、残余の「焼過糖」を買い上げるよう願っていた。

そして、焼過糖の一部は王府だけでなく、その蔵役人個人によっても買い取られていた。そのさい、「砂糖前代」を手渡されていたりしている。「旧藩時代ニアリテ蔵役人ハ一種ノ營利的職業〔稼げる仕事〕トシ其ノ職ハ貧窮藩士ノ羨望スル所ニシテ就中<sup>なかんづく</sup>砂糖蔵役人ハ其焦点タリシ所ナリト云フ<sup>けだ</sup>蓋シ砂糖蔵役人ハ心付<sup>こころづけ</sup>ト称スル口銭〔手数料〕（砂糖）ヲ得尚ホ内業〔→余業・内職〕トシテハ産糖地方ヲ巡遊シ焼過糖アラバ売却セヨト約シ甚シキハ前代〔砂糖前代〕ヲ渡シテ殖財〔財を殖やす〕ニ日モ尚ホ足ラザリシト云フ、然リト雖モ<sup>しか</sup>当時ハ<sup>いえど</sup>敢テカカルコト〔このようなこと〕ハ罪惡ニアラザリシガ如シ」（「安次富」）。

これが後には民間商人（主として薩摩からの寄留商人）の手に移り、高利貸しの流通支配となっていくのである。

### (8) 砂糖と薩摩

『日本砂糖商業沿革史』は、鹿児島藩が琉球産黒糖を初めて大阪へ積登したのは正徳3年（1713年）である、としている。この『沿革史』は、朝武士獅子雄『糖業より観たる沖縄』（1916年）の付録として収録されている（「糖業協会」）。続けて「しかし」として、「鹿児島藩が琉球政庁から黒糖を貢納せしめ、あるいはそれを買い上げるにいたったのは正保4年（1647年）ごろからであり、従って、同藩による

琉球黒糖の大坂積登しは、実際には正徳期よりかなり早い時期にはじまった、と思われる」という。

この後半の疑問については、すでに「仲原」が回答を与えている。仲原は、「〈砂糖・ウコン〉の専売制は、正保3年（1646）から、琉球王府の手で行われたもので、薩摩藩は直接関与していない。185年あとの天保2年（1831）に初めて米租の一部を〔琉球が薩摩に対して〕砂糖で納めたのである。それさえ、両方の都合で、時に増減があった」という。

つまり、①「砂糖・ウコン」の専売制は、1646・47年から琉球王府の手で行われたもので、薩摩藩は直接関与していない。②1831年に初めて、琉球が薩摩に対して、貢納米の一部の代わりに砂糖を納めた。その額は一定していない、というのである。

製造された砂糖はすべて王府が収納するのであり、これが専売制度であるが、仲原はそのことが薩摩藩の関与なしに行なわれたとしているのであり、そのことは、「糖業協会」のいうように、砂糖を薩摩藩に貢納したということではない。

ともあれ、ここでの仲原の力点は、②薩摩への貢糖の開始時期の指摘にある。仲原は、それを『琉球館文書』によって明らかにした。

「この文書の概略を紹介することは砂糖史の考察上、必要なことと考えられる。同文書は〈薩琉往復文書集〉と題する古写本である。あちこち虫食いがあるので製本させ、4冊に分け一帙内に収め、私は、その内容に即して〈琉球館文書〉と改めた。全4冊で311枚である。琉球館は、鹿児島市内にあった琉球王国の鹿児島事務所（<sup>かりや</sup>）初めは琉球仮屋といわれた」。

文書の命名は仲原によるものである。「この文書は、宝暦元年（1751）から文化10年（1813）に至る僅か61年間の記録である。薩摩支配の262年間の4分の1にも足りない期間であるが、両者の関係がこれほど具体的に明瞭にわかる文書はないのではないか、と思う」。「わたしは、本文〔この文章〕では、砂糖に関する案件だけを取り上げて、砂糖考察の参考にした。砂糖の動きは、極めて興味ふかく追及することが出来るので、これから、その原文を提出して、読者とともに検討して見たいと思う」。

仲原は、それを現代文に置き換えるとともに、くわしい解説をつけて綴っているが、ここでは、必要最小限のことを、ごく要約して紹介する。

①琉球の物品を鹿児島に運ぶ船主たちは、その運賃を砂糖で受け取りたいとくりかえし願うが、琉球は断っている。②薩摩藩は琉球から砂糖を高く買い上げようとも提案しているが、琉球は断っている。③王の免許を受けて、砂糖を私的に販売する「貴族たち」がいた。その割合は4割にも及ぶ。それは、役職に伴う王府からの「心付け」（手当）であったり、自分のあつかいの囃間切・村の地頭地で製造させた砂糖であったりする（このことは後述）。これを「<sup>じもの</sup>自物砂糖」と呼んでいる。④1789年に、薩摩から次の要求があった。貢米のうち1000石を減らし、その代わりにキビを植えて、できた砂糖で代納するように、と。しかし琉球は断った。⑤1831年に、再度の要求があったので、その要求の半額に値切って引き受けた。薩摩への貢糖の年次的変化は次のとおり。1831～1852年（21年間）は75万斤（貢米2800石余の代わり）、1853～1861年（9年間）は

休止、1862～1864年（5?年間）は75万斤、1865年以降は97万斤となる。

なお、「自分の<sup>あつかい</sup>間切・村の地頭地で製造させた砂糖」については、当時の地頭（間切に対応する惣<sup>そう</sup>地頭と、村に対応する脇<sup>わき</sup>地頭がある）は、「王府から間切や村を領地として与えられる」といわれるが、事實は次のとおりである。まず「与えられる」のは、地頭地といわれる土地で、それは間切・村のほんの一部（それを惣地頭地・脇地頭地という）で、1割ほどを占めるだけである。しかも「与えられる」といっても、所有が認められるのではない。その土地の生産物の一部を取得するだけである。その土地の経営は地方役人に委ねられていて、本人は任地に赴くこともほとんどなく、首里に住んだままで、首里で何らかの職務を担当している。これを「領地」とか「領主」といってはならない（前出、来間「琉球近世の租税制度」）。地頭は、このような土地に「サトウキビを作り、砂糖を作ってほしい」と、地方役人に要望するのであろう。それが「自物砂糖」の一つのあり方である。

「仲原」は、「砂糖産額推定表」として、

グラフとともに数字を掲げている。その中から、「琉球館届砂糖」のみを抜き出し、表記も簡略にしたのが表1である（トン換算を加えた）。これは、当時の琉球の砂糖産額そのものを示すものと考えられる（なお、近年の砂糖生産額は8万トン強であるから、当時のそれは50～80分の1にあたる）。

特に注目されるのは、薩摩への貢糖の開始が1831年であったという点であるが、「仲原補遺」では、これが「地方経済」（第9巻、361頁）にも記載されていると、次のように述べている。「明治6年（1873）東京在勤の与那原良傑から明治政府へ次の如く報告されている」と、その報告文を現代語に訳して紹介し、ここに「明快正確に薩摩との関係を説明している」という。

この与那原報告文は、仲原のいう箇所には見当たらないが、それと同じと思われるものが、『〔旧版〕沖縄県史』12・沖縄県関係各省公文書1（1966年）にある。「30 琉球藩ノ貢米上納ニ関スル件」と題された一連の文書（日付は明治6年）の中に、「琉球藩より貢米上納方之義伺」という文書があり、その「第1付属書2」

表1 琉球館届砂糖

和暦	西暦	(万斤)	(トン換算)
享保7年?	1722?	87万斤	522トン
宝暦9年	1759	78万斤	468トン
安永2年	1773	100万斤	600トン
寛政7年	1795	170万斤	1,020トン
享和2年	1802	150万斤	900トン
文化4年	1807	250万斤	1,500トン
文化5年	1808	200万斤	1,200トン
文化9年	1812	250万斤	1,500トン
天保5年?	1834?	240万斤	1,440トン



には「在勤 与那原親方」という署名があるが、「第2付属書」に、次の文章が含まれている。拙訳で示す。

「天保2年[1831]鹿兒島藩から米2800石の代りに砂糖75万斤を上納するよう申し付けがあり上納してきたが、琉球はいつも困窮していると懇願して、嘉永6年[1853]に〈代砂糖上納〉は中止されることになった。その後文久2年[1862]から、命令によって〈前条員数〉(75万斤)の砂糖を上納し、元治2年[1865=慶応元]になって、ほかに砂糖44万斤余を米納の代りに上納するよう命令があったが、もともと琉球は土地狭く、民間の食料は唐芋だけなので、そこに砂糖作を加えてはとりわけ苦しむことになるとお願いして、半減してもらい、22万斤余の砂糖を加えて上納し、合せて〈内書員数〉(97万斤)を納めてきた」(63頁)。

ここには、鹿兒島への貢糖が1831年に始まったことだけでなく、その後の廃止、そして復活、さらに増額の経過が示されている。

明治に入ってからの変化があり、鹿兒島への上納は、砂糖から米に変わっている。すなわち、西里にしぎと きこう喜行が指摘しているように、「琉球藩設置後の1873(明治6)年12月に、明治政府は琉球藩の請願を受け入れて次のような令達を出している」。本文は略して、西里による要約を見よう。「要するに、令達の内容は、琉球藩の請願は本来なら〈聞届けがたい〉ことだけれども、特別の事情を考慮して代砂糖納(貢糖)などを廃止し、さらに従来の貢租額8669石余を減額して8200石を今後の租税の常額とすることにするから、大阪の石代相場にもとづいて石代上納するようにせよ、ということである」と。そ

して「この史料による限り、貢糖制度は1873(明治6)年12月の時点で、琉球藩の要請をうけ入れて廃止されたことは明白である」と解説している<sup>vi)</sup>。

しかし、これは西里の誤読である。ここで「廃止」された(制度が変更された)「代砂糖納(貢糖)」(ここにカッコつきで「貢糖」と付けたのは西里である―來間)というのは、琉球から日本政府への貢納(貢納を受け取るのは、以前は薩摩藩。琉球藩が置かれてからは、日本政府に変わった)のことで、本来米で納入することになっていたのに、1831年から一部を砂糖で代納させられ、1853年に米に戻され、さらに1862年に砂糖で代納させられていたものを、この1873年にまた米に戻されたということなのである。西里はこれを、琉球王府／藩が受け取る貢糖と取り違えたのである。これは、琉球王府／藩と民衆との関係に変更を加えることではなく、それを継続することを前提に、薩摩／日本と琉球王府／藩との関係を変更するものである(その意味では次の項で扱うべきであるが、これまでの薩摩と琉球の関係と、その変化を論じた延長線上に配置した)。

### 3. 王国から藩／県への移行に伴う変化

#### (1) 買上糖の2種―「本来の買上糖」から分かれた「焼過糖」

上杉県令の事務引継書(タイトルは「演説書」=説明書、『沖縄県史料』近代4・上杉県令関係資料、1983年)に「勸業貸下金」と題して次の記述がある。「砂糖産出各間切へ砂糖前代トシテ貸下ノ筋ヲ以テ明治12年2月金6万9千余円内蔵〔内務・大蔵〕両卿へ請求シ無利息貸下

ノ義 許可相成<sup>あいなり</sup>タリ 其貸下期限ハ10ヶ年据置後10ヶ年賦返納ノ定ナリ 而シテ 各間切へ貸下方ハ 砂糖100斤時価何円ト予定シ 其過半額ヲ無利息ニテ貸付現糖売却之上 各間切ヨリ返納ス 故ニ元金ニ増減ハ年々<sup>これなし</sup>無之」。つまり、砂糖を産出する各間切に対して、「砂糖前代」を貸し付けることについて、6万9千余円の支出を内務・大蔵両省に申請したところ、許可された、これを各間切に貸し付けるが、砂糖を販売した後に各間切から返済されるので、元金は増減することはなく残る、と述べている。沖縄県が「砂糖前代」を運用することについて、国の許可と保証を得たのである。

明治16(1883)年の「定式買上糖直[値]<sup>あげ</sup>上ノ件」(『旧版』沖縄県史)13)という文書がある。これによれば、それまで100斤につき3円20銭で買い上げてきたが、これを4円に引き上げた。総額を180万斤とすれば、これによって「人民ニ於テ 金1万5000円余ノ緩<sup>ゆる</sup>ミトナル」が、「政府3万余円ノ所得」も残る、と説明している。

「琉球藩ガ薩摩藩ノ支配カラ脱セシヨリ 大蔵省[明治政府]所管トナリ 買上糖ノミ薩摩ノ収入ナリキ 而シテ 政府ハ平均相場<sup>しんしゃく</sup>ヲ斟酌シ 明治13年ニ至リ 買上糖ハ全部100斤ニ付 3円20銭ト規定シ 12年度産糖ヨリ改定額ヲ用ヒタリ ソノ後 市価ハ騰貴シテ100斤4円ニ買上グルモ 尚ホ 政府ハ損失ナカリキ」(「安次富」)。

この「買上糖」についての説明は、租税としてのそれを除いた「あたらしい買上糖」=「焼過糖」に関するものである。そこで、「政府」としての得失、買入価格と販売価格の差額が問題とされているの

である。

「一木」も、「買上糖差増金(砂糖1挺ノ買上代3円20銭ナルヲ 明治23年迄4円ニテ買上タル差増金)」と表現している。

「一木」はまた、次のように述べている。「買上糖ハ 畑租ニ代ルヘキモノヲ除クノ外 租税ニ非スシテ 殆ト公用徴収ト結果ヲ同クス 而カモ 公用徴収ハ直接ノ公用ノ為ニスト雖トモ 買上糖ニハ別ニ公共ノ必要アルコトナク 又 公用徴収ハ時価相当ノ価格ヲ以テスルモノナレトモ 買上糖ハ時価ノ何程ナルヲ問ハス 一定不動ノ相場<sup>ていれん</sup>ヲ以テ買上クルモノナリ 故ニ 砂糖ノ相場低廉ナルニ当テハ 人民救済ノ一端タルヘシト雖トモ 今日ノ如ク 砂糖ノ相場大ニ昇騰シタル時ニ於テハ 買上ゲ価格ト時価トノ差異ハ 総テ人民ガ租税外ニ荷フ所ノ負担ト 認メサルヘカラス 買上糖ノ旧慣ハ 到底 今日ノ時勢ニ適スルモノト称スルコトヲ得サルナリ」。

つまり、買上糖にも2種あって、1つは「畑租ニ代ルヘキモノ」で、これは租税だが、もう1つの買上糖は「租税<sup>あら</sup>ニ非ス」。この買上糖は、「別ニ公共ノ必要アルコトナ」い(公共の必要はない)。それを「一定不動ノ相場ヲ以テ買上クルモノ」で、不合理であり、糖価の高い時期には「人民ガ租税外ニ荷<sup>にな</sup>フ所ノ負担」となっているというべきである。これは、この取り扱いは廃止すべきだという意見を述べた個所で指摘したものである。租税ではない買上糖、すなわち焼過糖は、公共が関わるべきではない、との主張である。

先の公文書も、次のように述べている。「一体 此買上糖ナルモノハ 真個<sup>しんこ</sup>[まこと] 租税トスベキモノニ非ス 内地ノ税法ニモ 曾<sup>かつ</sup>テ見サル一種<sup>きたい</sup>奇体ノ[不思議

な] 税品ニシテ 其価格ノ如キ 時価ノ高低如何ニ拘ラス 一定不変ト為セシハ 検束) [束縛] モ亦 太甚シキ方法ト謂フヘシ。「一木」の論と響き合っている。

## (2) 「商品」としての焼過糖

「本県の貢租は、尚ほ 物品納なるを以て、砂糖も貢糖と民糖（俗に焚過砂糖と云ふ）に区別す。而して貢糖は那覇にて収納し、大阪に於て入札せり。然れとも本年よりは那覇にて入札する事となれり。民糖は直に自宅にて販売し、或は那覇迄運搬の上 仲買人に売却するものあり」（「謝花」）。

つまり、本県の貢租は、いまなお物品納であり（金納ではなく）、砂糖の貢租は「貢糖」と「民糖」（謝花は「焚過砂糖」と記す）に区別される。うち「貢糖」は那覇で収納し、大阪で入札に付して販売してきた。しかし、本年からは那覇で入札するようになる。「民糖」は農村の自宅で販売するか、那覇に運搬して仲買人に販売する。租税ではない砂糖のことを「民糖」としている。そして、「民糖」すなわち焼過糖がまったくの自由販売商品として論じられている。この時代には妥当するであろう。ただ、「農村の自宅で販売する」とあるのは、個々の農家ではなく、村などの役人が販売するのであろう。

「安次富」は、焼過糖の意義には2つあるとする。「広義」では、産糖間切が納入する砂糖の中から、貢糖を納め、さらに買上糖（麦下大豆に対応する砂糖）を納め、それでも残る砂糖を焼過糖という。「狭義」では、産糖間切が納入する砂糖の中から、貢糖を納め、さらに定式買上糖と用意方買上糖を納め、そのうえで製造者が勝手に処分できる砂糖を焼過糖とい

う。このうちの「狭義」に解するのがいい、としている。

この定義は、最初の「産糖間切が納入する砂糖の中から、貢糖を納め」と、最後の「それでも残る砂糖を焼過糖という」の部分は同じである。中間の「さらに買上糖（麦下大豆に対応する砂糖）を納め」と「さらに定式買上糖と用意方買上糖を納め」とが異なっており、違いは、買上糖が分割されて「定式買上糖」と「用意方買上糖」とされるか、どうかにある。この場合「買上糖」と「定式買上糖」とは同じく「本来の買上糖」のことであろうから、これに「用意方買上糖」が加わっているかどうかの違いということになる。この「用意方買上糖」は、王府の「用意方」（その下の砂糖座）が「前貸糖」として事前買い上げるものである（「安次富」）。これは「新しい買上糖」に対応しており、これこそが「焼過糖」であろう。「安次富」の定義は、この点、多少混乱が見られる。

ともあれ、焼過糖は、製造者が自由に処分できるものである。この点、「謝花」もいうとおりである。「商品」としての砂糖の登場である。

先に、「新しい買上糖」は「本来の買上糖（畑租の代納糖）」を上回る部分だとした。「新しい—」としたのは、同じく「買上糖」といわれているものの中に、性質の異なるものがあるので、それを区別するためであった。しかし、「新しい買上糖」には「焼過糖」という名がつけられた。同じ「買上糖」の中に「本来の買上糖」と「新しい買上糖」という、2つの意味があったことは不都合であった。そこで、「新しい買上糖」のみを抜き出して、「焼過糖」と呼ぶように変化したものであ

ろう。これは、単に用語の問題だけでなく、実態として、「買上げられる」ことが少なくなり、王府／県の統制から離れて、勝手に販売されるようになっていったこと、そしてその量が増加していったことと対応していよう。

### (3) 焼過糖の増加

人びとは、租税としての砂糖生産のほかに、自主的な、商品としての砂糖生産に精を出し始めた。

「旧慣租税」に、次の数表（表2）が載っている（割合を加えた）。3つの地域別に、「貢糖」と「買揚糖」の数量を示している。そして、「買揚糖」は「麦下大豆ノ石代ト相殺スル分」（本来の買上糖）と「買上過糖」（新しい買上糖＝焼過糖）に区分されている。なお、表の中では、「買揚過糖」ではなく「買上過糖」となっている。

これは明治20年代の数値であろう。総額は2,854,521斤（1,710トン）で、表1で示した250万斤（1,500トン）水準から、少し増えている。うち「本来の貢糖」は全体の31%しかない。「本来の買上糖」が13%と、「本来の貢糖」より少ないのは、「田租米」と「畑租雑石」の比率を反映したものであろう。そして、「買上過糖」が56%を占めているということは、この

ころの砂糖生産は、租税以外のものが中心になっていたことを示している。沖縄県は、租税としての「貢糖」と「本来の買上糖」にのみかかわりを持ち続け、「焼過糖」への関与はやめたのであろう。

「一木」も、さらに数年後のことを、次のように述べている。「明治26年中 沖縄県下ヨリ産出シタル砂糖ノ額ハ17万挺 [2,040万斤] 内外ニシテ 内貢糖及買上糖ハ僅カニ2万余挺 [240万斤] ニ過キス 全額ノ8分1ニ該当スル」。つまり、焼過糖が全体の8分の7（87%）を占めていることになる（〔 〕内に「挺」の「斤」換算額を示してみたが疑いがある）。

またこうも言う。「田ノ収穫ハ1反歩ニ付1石内外ニシテ 明治24年ヨリ3年間平均石代7円ニ達セサルニ 甘蔗ヲ作ルトキハ1反歩ニ付砂糖5、6挺 代金20円内外ヲ得ヘク 其得失 非常ノ相異アリ」。「利益少ナキ田ヲ変シテ 利益多キ砂糖畑ト為セルモノ 少カラス 某間切ニ於テハ 田ノ畑ニ変換シタルモノ 3分ノ2ニ居ルヘシト云フ 砂糖産額ノ近年著シク増加シタルノ一原因ハ 此ニ存ス」。

つまり、田で米を作れば、1反歩（10アール）あたり7円未満の収入であるが、畑でサトウキビを作り、砂糖に加工すれば、同じ面積で20円にもなる、だから、人びとはサトウキビの生産に励むように

表2 貢糖・買上糖・買上過糖（焼過糖）の数量と割合

	貢糖 (斤)	買 揚 糖 (斤)		合計 (斤)
		麦下大豆ノ石代ト相殺スル分	買上過糖	
島尻	490,009	107,682	721,906	1,319,597
中頭	250,485	210,386	641,184	1,102,055
国頭	149,238	56,286	227,345	432,869
合計	889,732	374,354	1,590,435	2,854,521
[割合 %]	31.2	13.1	55.7	100.0

なっていた、というのである。ここで一木は、砂糖生産が農耕に製造過程を加えて完結することを意識せず、単に耕地面積を基準に比較しているという弱点もあるが、それを考慮に入れても、砂糖生産の有利性はあったであろう。

明治21(1888)年、それまであったとされる「甘蔗作付制限」(本稿では、考察の対象から外す)が解除され、サトウキビの生産はどんどん増加していった。このことは、「沖縄県統計書」によっても認められる。すなわち、明治20年に1600町歩だったその作付面積は、3年ごとに、23年には2600町歩、26年には3000町歩、29年には3700町歩と増加しており、これに対応して砂糖産額も、明治20年の1100万斤から29年の2400万斤へと増加している。この増加は、租税としての砂糖のそれではなく、商品としての砂糖の増加である。

#### (4) 砂糖与の増加

「謝花」は、こう述べている。「土地の習慣として、1ヶ村を数<sup>くみ</sup>与に分け、1与を3、40戸とし、各与に1ヶの製糖所を供有す。其器械器具及創立に関する費用は連帯にして、製糖の順序は、毎年<sup>くじ</sup>鬮を以て之を定め、1回1人に付1日を限りとす」。つまり、1つの村の中にいくつかの「与」が作られている。1つの与は30～40戸で構成されている。与ごとに製糖所を持っている。その機械器具の購入費や、与の創立のための費用は、メンバーが持ち合っている。この製糖所を使って製糖をする順序は、籤<sup>くじ</sup>で決める。製糖所は、日ごとに利用者が決められ、順番に回す。

これは、王府時代のことではなく、明

治以後のことである。すでに見たように、王府時代は村に1つの与が作られていた。それはもっぱら租税としての砂糖生産であり、村の役人に管理されての労働だった。したがって、村単位となっていた。

その後、生産が増えていき、租税としての砂糖生産以外の生産、焼過糖の生産が増加していく。このことに対応して、村の中には複数の砂糖製造場が生まれていく。その具体像を示す史料や記述には出会っていないが、考えられるのは、次のことである。役人の管理をうけることなく、同じ村の中に、有志による共同出資によって、官製とは別の、砂糖製造場ができていく。謝花の見たところは、そのように、1つの村にいくつかの与ができていたのである。

こうして、砂糖与は、貢糖生産のための官製の与から、自由に販売される焼過糖(商品)生産のための私製の与へ移っていく。この流れの中で、かつての官製の与はどう変化していったのか。1つの村の中に複数の与ができていくと、官製と私製との差は縮まっていき、ついには解消してしまったのであろう。具体的には力関係の程度によって、官製の与がかつての地方役人たちによって私物化される場合から、官製の与も私製の与と同様に、それを引き継ぐグループは、出資金を出して引き取る場合まで、さまざまな形態が想定される。この砂糖製造場は、「在来式の含蜜糖(黒糖)製造場」の数でみれば、明治27(1894)年には1322カ所、明治末・大正初には2500カ所、大正・昭和戦前期には4000カ所へと増えていく(「沖縄県統計書」)。

## (5) 官製「前貸糖」から私製「砂糖前代」へ

明治14(1881)年に、沖縄県は国に「勸業費繰換方ニ付上申」を提出した(『〔旧版〕沖縄県史』13)。趣旨はこうである。砂糖生産の間切から「買揚」の願出があったときは、それを「錢蔵」の「勸業費」から支出することは「慣例」となっている、今回もそれを認めてほしい、と。「奸商しやう(ずるい商人)によって、事前に安値で買占められては「人民」は救われないから、県が代金を保障するものであるという説明である。これが「前貸金」であり、それにかかわる砂糖が「前貸糖」である。

この「前貸糖ハ 後ニ至リ 砂糖前代ノらんしやう濫觴〔起原〕トナリシ」と「安次富」はいう。もともと琉球では「製糖期ノ2・3ヶ月前」は「金融切迫ノ時期」であるので、「利ヲ得ルニ巧妙ヲ得タル鹿児島商人」は、「奇貨〔儲けるチャンス〕」として、「製糖地方ヲ巡遊シ」「砂糖代金中ノ一部ヲ前渡シ 高率ノ利子ヲ附シ 翌製糖期ニ至リテ砂糖ヲ取り上ゲル」のである。このようなことは、「廢藩後 益々猖獗しやうけつヲ極メ」「明治34・5年頃ニ至リ ソノ頂点ニ達シ、農民ノ疲弊ひへい 甚ダシカリキ」。

このことは、行政の行なう「前貸糖」(「砂糖前代」)から、商人の行なう「砂糖前代」への変化を示している。19世紀の終末期には、「その頂点に達していた」という。出発点での「砂糖前代」は、地域への援助の側面が強かったはずであるが、ここまできると、「砂糖前代」は地域の「農民の疲弊」の重要な原因となっていたのである。

## (6) 砂糖関係の用語

「砂糖取締内法」は、「各間切にあった

砂糖に関する内法を、県の主導によって1885(明治18)年に間切をこえて適用する内法として制定したものである<sup>vi)</sup>。その中から、各種砂糖の名称の意味を整理する。明治以後の官庁用語の解説ということになる。「謝花」は、この「内法」の全文を掲げている。

貢糖=租税としての砂糖。買上糖=他の租税と代替する砂糖。金銭が支払われるものではない。納糖=貢糖+買上糖(これは「謝花」の説明)。焼過糖=納糖以外の砂糖。納糖を終えれば、販売が可能。納糖が終わっていないのに製造することは許されない。繰替糖=納糖が済まないうちに製造した砂糖を、役人が留保しておく砂糖。納糖が済めば、間切・村に戻される。

## (7) 砂糖樽管理の強化

「砂糖樽は其寸尺重量一定にして、官庁の検印なきものは、之を使用することを得ず」(「謝花」)。つまり、砂糖樽については規制があって、大きさや重量が決められており、官庁の検印が押された。それ以外の樽を使用することは禁止されていた。

そのことは、「砂糖取締内法」の、第8～13条に規定されている。

## (8) 相場(時価)販売による「買上糖」の出現

「安次富」は、「買上糖」は、大阪での相場が6円だったり4円だったりするが、製糖者が自由に売却したり消費したりできる砂糖であって、量は多くないと、述べている。しかし、実際は、王府/県が取り仕切っていたのであって、製糖者がそうしていたのではなかった。これは「焼

過糖」としていいものを、王府／県が関与していることから「買上」という語を残して、論じているのである。

ところが、明治16年度南風原間切蔵当日記(の中の上杉茂憲<sup>うえすぎもちのり</sup>県令あて文書。「安次富」が紹介している)によれば、次のように変化していた。「昨15年度の焼過糖について、時価でお買い上げ下さるようお願いし、その製造資金をお借りしたところでしたが、この砂糖お買い上げのことは[見逃していただいて]、私どもが大阪に出て、現金で売り捌きたく仕度していますので、なにとぞお許しいただきたく、また、私どもは彼の地について不案内ですので、はなはだ恐れ入りますが、お役所の方で〈御保護〉して下さいよう、お願いします。なお、彼の地での砂糖売り捌き人は、[すでに] 選んであります」(拙訳)。

これを安次富は「相場買上糖」(=時価買上糖)と呼んでいる。これは、租税とは関係なく、生産者が自由に販売できる砂糖である。もはや、沖縄県は関与しない状況となっている。

### (9) 販売代金の行方

なお、焼過糖は、当初はまったくの個人の物としての商品ではなく、間切・村の物としての商品であり、その代価は間切・村に帰属していた。

第2代沖縄県令・上杉茂憲は「上杉県令巡回日誌」を残している<sup>(iii)</sup>。地方を巡回していろいろな質問をしているが、多くの村で「負債はないか」と聞いている。答は「〇万円ほどある」という(「ない」との答もある)。すると「どのようにして返すのか」とさらに問う。答は「焼過糖で」と返ってくる。「最近は砂糖の価格

がいいので、2、3年で返せるだろう」などと答えている。この場合、注意すべきことは、この負債は個人の負債ではなく、間切・村の負債であるということである。そうであるから、村の役人が責任をもって答えているのである。村の中の個々人の負債であれば、答えようがない。さらに、焼過糖の販売代金は、間切・村に入る。そのため、間切・村の負債の償還に充てることができるのである。

安次富は、次のように述べている。焼過糖から沖縄県が得た利益は、直接人民に配布していたのか、あるいは以前のように日用品を購入して来て、これを配布していたのかという問題がある。これについて、次の資料を得た。先にもみた「明治16年度南風原間切蔵当日記」に、焼過糖から得た利益は、産糖間切の共有金として貯金をし、糖業改良の資金としていたのである。

「共有金御預ケ之儀ニ付御願」という文書である。「明治12年分の前貸糖と買上糖の売却代金は、これまでどおり、那覇市中平均相場<sup>さげわた</sup>で下渡されたが、この残金は、村の構成員に分配するには金額が少ないので、砂糖産出の各間切の共有金として、今後の糖業改良のために使いたいと考えます。これはお役所で預っていたきたく、また、糖業改良の利害得失を考えます。13年度を〈歩金〉欠補糖代金に、14年度分の〈歩金〉といっしょに、その共有金に併せてくださるようお願いいたします。各間切地頭代／明治16年4月12日」(拙訳)。

これによって、「欠補糖代金」も糖業改良施設費に計上したことが分かる。「欠補糖」というのは、あらかじめ納品に不足が出ることを想定して、その分(3%)

を上納に加える慣習になっていた、その砂糖のことである。

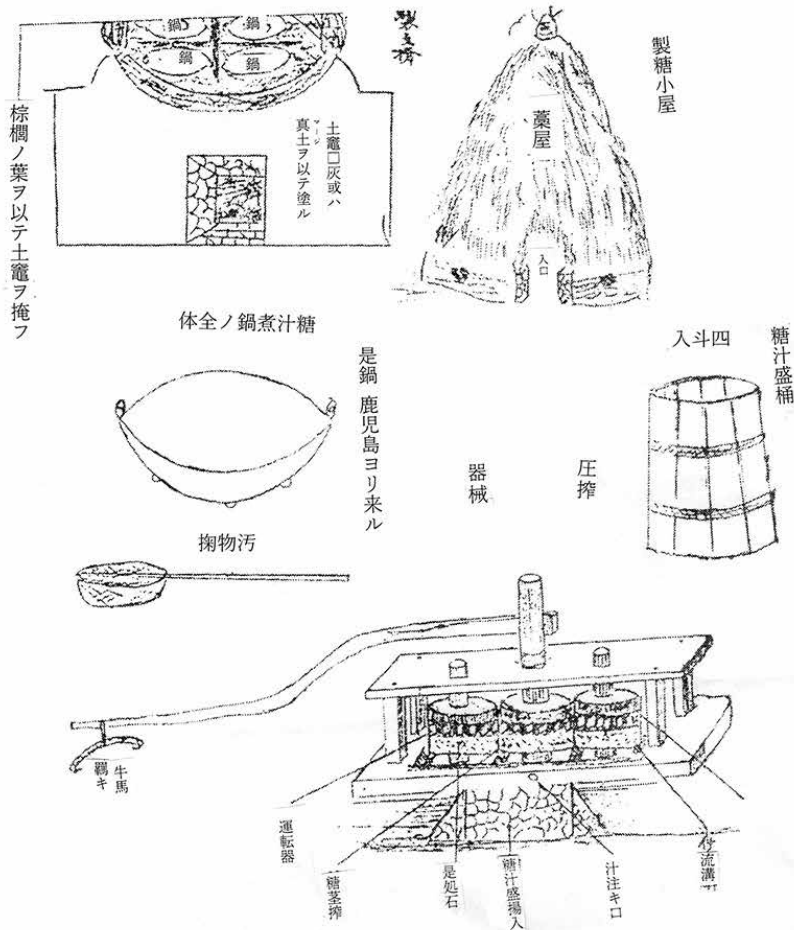
それを「産糖各間切共有寄託金」といったことを、上杉県令の「演説書」（既出）が記している。

### (10) 製糖機の進化

「安次富」は、「琉球国史ノ球陽ヲ以テ琉球ニテ 压榨機ニ関スル最モ古キ記録トス」として、これによって、1671年に「木製柱2本ヲ縦立シテ 甘蔗ヲ压榨セシガ 真喜屋氏〔真養心・真喜屋筑登之親雲上実清〕3柱式ヲ發明シテ 製糖機沿革史上一紀元ヲ開ケリ」、「其後 安政文久

の間〔1860年前後〕ニ至レバ 首里ノ饒波氏 従来ノ木製柱ヲ改良シテ 石製トナシ 藩庁ニテハ コレヲ保護シ 産糖間切ニ普及セシメタリ。「置県ニ至リ 現今 鉄製压榨機ヲ使用スルニ至レリ」と述べている。つまり、1671年に木製の柱が2本だったのを3本に改め、1860年前後には木製から石製に変化したというのである。これらは、「発明」の時期であって、「普及」はもっと遅れたであろう。なお、先に見たペリーらの見聞（1850年代）では、まだ木製であった。

先にも見た上杉県令の「演説書」（事務引継書）に「砂糖」と題して次の記述



機器之略図（文字は可能な限り活字体に改めた）



がある。「砂糖ハ本県第一ノ農産ナルモ其栽培 製造ノ業ニ至テハ 太<sup>はなは</sup>タ拙<sup>せつれつ</sup> [拙劣]ナリ 依テ 糖業改良方法 専<sup>もつぱら</sup>計画中ニシテ 黒糖審査会ヲ設ケ 又 製糖器ヲ鉄製ニ改メタルハ 其第一着手ナリ」。上杉県令の時代、すなわち明治13(1880年)年ころに、鉄製へ移行した。

「安次富」も、「木製 及 石製ノ压榨機ハ 廢藩当時ニ及ビ 置県ニ至リ 現今 鉄製压榨機ヲ使用スルニ至レリ」、つまり、压榨機が木製や石製であったのは「廢藩当時」までで、その後「置県」に至って、今のような鉄製压榨機を使用するようになった、と述べている。

なお、『沖縄県史料』(近代4・上杉県令沖縄関係資料)の「沖縄来状綴」の中に、当時の砂糖について、次の記述がある<sup>ix)</sup>。「40坪之甘蔗ヲ製スレハ大凡120斤前後ニ至リ 右ヲ1樽トス 尤モ製法ニ因リ上下ノ等差アル由 機器ニ至リテハ 粗<sup>そあく</sup>悪 [粗悪]ナルコト亦甚シ 現場実検スレハ 喰<sup>あ</sup>フコト尚否ニ相成申候 但シ 機器之略<sup>あいそえ</sup> 図<sup>つかまつり</sup>相添謹呈仕候」とあり、その「機器之略図」が掲載されている。これを掲げる。図からは石製か鉄製か不明。

## 参考文献

叙述の便宜上、典拠とした文献のうち、くり返し出てくるものはここに掲げて、本文の中では略称を使うことにした。

- 1) 「一木書記官取調書」(1894年。『〔旧版〕沖縄県史』14・雑纂1、1965年。「一木」と略)
- 2) 「沖縄県旧慣租税制度」(1895年。『〔旧版〕沖縄県史』21・旧慣調査資料、1968年。「旧慣租税」と略)
- 3) 謝花昇『沖縄糖業論』(1896年。ここでは、〔旧〕沖縄史料編集所が東京農業大学図書館蔵のものをコピーしたものによる。な

お、伊佐真一編・解説『謝花昇集』1998年にも収録されている。「謝花」と略)

- 4) 安次富松蔵『旧琉球藩ニ於ケル糖業政策』(1915年。ここでは、天野鉄夫が1972年に活版印刷したものによる。「安次富」と略)
- 5) 小野武夫編『近世地方経済史料』(1958年。「地方経済」と略)
- 6) 糖業協会編『近代日本糖業史』(1962年。服部一馬執筆。「糖業協会」と略)
- 7) 仲原善忠「砂糖の来歴」(1963年。『仲原善忠全集』第1巻。「仲原」と略)
- 8) 仲原善忠「砂糖の来歴補遺」(同上書。「仲原補遺」と略)

i) 来間泰男「琉球近世の地割制度再考」(沖縄国際大学経済学部編『経済論集』第3巻第1号、2006年)

ii) 来間泰男「琉球近世の租税制度」(日本農業史学会編『農業史研究』第41号、2007年)

iii) 来間泰男『人頭税はなかった ― 伝承・事実・真実』(榕樹書林、2015年)

iv) 『ペリー艦隊日本遠征記』(栄光教育文化研究所、1997年)

v) 嘉手納宗徳「首里王府の行政機構」(『〔旧版〕沖縄県史』別巻・沖縄近代史辞典の付録)

vi) 西里喜行『沖縄近代史研究』(沖縄時事出版、1981年)229～230頁

vii) 上杉茂憲県令「演説書」(『沖縄県史料』近代4・上杉県令沖縄関係資料、1983年)

viii) 伊佐真一編・解説『謝花昇集』(みすず書房、1998年)の「沖縄糖業論」の註

ix) 上杉茂憲県令「沖縄来状綴」(『沖縄県史料』近代4・上杉県令沖縄関係資料、1983年)